

第八十四回国会 法務委員会 議 録 第十三号

昭和五十三年四月四日(火曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 羽田野忠文君

理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君

理事 稲葉 修君

理事 北川 石松君

理事 中島 衛君

理事 飯田 忠雄君

理事 正森 成二君

理事 鳩山 邦夫君

出席政府委員

法務政務次官

法務大臣官房長

法務省刑事局長

警察庁警備局長

安部三三三君

外務大臣官房領事課長

外務省國際連合局專門機關課長

運輸省航空局長

理部長

法務委員会調査室長

清水 達雄君

永井 浩君

木島 輝夫君

池田 右二君

福井 与明君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

鳩山 邦夫君

青木 正久君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

篠田 弘作君

渡辺美智雄君

人及び釈放犯たちはすでにアルジェリアを離れたといううわさもあり、身のしる金として奪った約十六億円を軍資金として再度暴挙に出ることも予想されております。特に今回の成田の新東京国際空港の開港阻止闘争をめぐって、海外の日本赤軍からの支援メッセージが寄せられたといううわさもあり、日本赤軍の最近の動向はどうなっているのか、あわせて日本赤軍以外の過激派の最近における活動状況等その実態について御説明願いた

○福井説明員 まず、日本赤軍の動向でございますが、アルジェリアへ参りました十一人でござい

ますけれども、同国から出国をしたという確認の情報は残念ながら持っておりません。ただ、さ

ます。これは心理的な団結を呼びかけておるものか、それ以上のものはわかりませんけれども、ただ、日本赤軍のさつきから申し上げました動向からしまして、国内の極左の当分の闘争課題でありまして三里塚等に合せて、国外で何らかの不穏行動を企図する可能性というものを否定はできないということ、外交ルートあるいは関係各国と緊密に連絡をとりながら関連情報の収集に努めておりますし、また外務省を通じて、在外公館なり在外の日本企業等に対する関係国の治安機関による警備強化をお願いをしております。

また、国内の過激派の最近の動向ということでございますが、国内の極左の総結集勢力はここ数年横ばいございまして、約三万五千ということ

でございますが、国内の極左の総結集勢力はここ数年横ばいございまして、約三万五千ということ

○山崎(武)委員 ところで、これまでにハイジャック等を敢行している海外の日本赤軍と、今回新東京国際空港で暴挙を敢行した過激派との関連があるのかについても御説明をお願いいたします。

をくんでおります。しかも、日本赤軍の中心人物であります重信房子は、かつてこの赤軍派の中央委員の一人でございました。しかしながら、四十六年の十一月ごろにこの二つの組織はたとえを分かつております。現在もいゆる直接的な組織とのつながりはないと見ております。

それから、今回の三里塚闘争できわめて悪質な不法犯事を惹起いたしました第四インター日本支部なり共産同戦艦隊でございまして、これも日本赤軍とは直接的な組織の関連はない、こういうふうに見ております。

○山崎(武)委員 外務省にお聞きしますけれども、過激派分子による航空機の乗っ取り、在外公館の占拠、要人の誘拐等の各種不法犯事は、わが国のみならず世界各地で頻発しているところでありまして、過激派のルフトハンザ機乗っ取り事件について、西ドイツ当局が成功裏にこれを解決すること

○池田説明員 ハイジャック等の問題の解決に当たりましては、先生御指摘のとおり国際的な連帯協力が必要でありまして、わが国と諸外国との二

外務省といたしましても、従来から各国との関係増進に努力しているところであります。

過激派対策の面につきましては、昨年十一月八日政府により決定されましたハイジャック等防止対策のとりまとめ、国際刑事警察機構、ICPOを通じて、ダッカ事件の犯人等を国際手配するとともに、在外公館を通じて日本赤軍の手配資料及び偽造旅券判別の手引きを諸外国当局に配付いたしました協力依頼等によって、過激派に関する各国の情報の交換に努めております。

他方、ハイジャック等を防止するために、犯人に対して各国が厳しい態度をとることはきわめて重要であることは御指摘のとおりでございます。かかる観点から、わが国といたしましては、すべての国がハイジャック防止関連三条約に加盟して、条約に従ってハイジャック犯人を処罰するか引き渡すことが肝要と考えておりまして、他の関心国とともに、このためにわが国は国連等の場において本加盟国の加盟を働きかけておる次第でございます。

○山崎(武)委員 運輸省にお聞きします。今回の法律案では、さきの第八十二臨時国会において航空機強取法の第一条第二項として新設された航空機強取犯による人質による強要罪を第二条にそっくりそのまま取り込むとともに、その過程で人質を殺害した場合にも第三条の適用があることとしておるものでありますが、法律を制定したのみではハイジャックの防止にとつて万全とは言えないのであり、乗客の搭乗に当たつてのボディチェック、手荷物検査等安全検査等の徹底を図ることも基本的対策の一つと考えられておりますが、ハイジャックの再発防止のため運輸省はどのような対策を講じているのかお伺いいたします。

いことでございます。したがって、私どもとしては、ハイジャック防止のために各種安全検査の準備体制を増強してまいりました。

概略申し上げますと、まず国内空港につきましては、エックス線の検査装置あるいは金属探知器、携帯用金属探知器、安全検査員の増員等、このような施設あるいは人員を増強してまいりました。予算的に申し上げますと、五十二年当初九億七千六百万の安全検査、警備関係の予算を計上してございますが、ダッカの事件後五十二年緊急対策として七千九百万の追加をいたしました。さらに、五十三年度予算案におきまして十三億七千万を計上してございます。これは五十二年当初予算に比しまして約四〇%の増でございます。このような措置を講ずることによりまして、国内空港におきましては、原則としてすべての空港におきましてアーチ型の金属探知器を常備しております。ただし、離島など小型航空機の場合は別でございますが、原則としてアーチ型の金属探知器を備えております。主要空港におきましてはエックス線検査装置を整備あるいは増強いたしました。さらに、各検査員の質の向上を図るために、警察当局とも御相談いたしまして、財団法人空港保安事業センターというものを設けまして、警備会社等の検査員の質の向上、訓練あるいは指導といったものをこのセンターにやらせるということにいたしております。さらに、近く開港を予定されます成田空港におきましては、このセンターみずから安全検査を行う、こういう計画を持っております。また乗客に対しましては、機内持ち込み手荷物の制限につきまして各種報道機関を通じて十分PRをいたしております。

外国の空港におきましては、日本航空が寄港いたします三十五空港のうち、かねて問題のあると私どもが判断しておりました七空港につきましてダブルチェックをやりたいということで、それぞれ外国の政府あるいは空港当局に要請いたしております。現在のところ、この七空港すべてにつ

きましてダブルチェックを行っております。日本航空自体におきましては、海外の支店、空港等に保安責任者を置きまして、これらの安全検査のチェックあるいは在外公館等の情報の連絡といったものに当たっております。

○山崎(武)委員 法務省にお聞きします。

この人質による強要罪を、刑法の一部改正の形式をとらず単独の特別立法形式をとることとした理由はどのようなことであるのか、お伺いいたします。

○伊藤(榮)政府委員 大きく申し上げまして、三つの理由から特に今回単独立法の形をとらせていただいたわけでございます。

まずその第一は、この法案は、最近におきます一部過激分子による人質強要事犯の実情にかんがみまして、早急にこの種の強要行為に対する処罰を強化するなどの措置を講ずる必要性に対処することを目的として立案したわけでございますが、このような目的に照らしまして、一般の人質による強要行為のすべてについての処罰規定を設けようとするのはございせん、その中から特に過激分子によつて犯されることが予想されます暴力的要素の強い、それだけに人質の生命、身体に対する危険性の大きい特定の行為を重く処罰する規定を設けようとしておるわけでございます。これが第一点でございます。

それから第二点といたしまして、すでに先ほど御指摘がございました、昨年制定を見ました航空機強取法の一部一項の罪、こういう単独法として立法されております法律の罪をも本法に取り入れようとしておることが第二点でございます。

第三点といたしまして、この法案の第一条及び第二条の罪は、ごらんのとおりその本質におきまして第三者に対する強要罪でございますけれども、強要行為の相手方といたしましては国も含まれる可能性があるわけでございまして、そういうことになりまると、その場合の保護法益は国家的法益というふうに考えられるわけでございます。したがって、刑法典中にこの種の規定を置く

といたしまして、罪の性質等にかんがみまして規定の位置などにつきましてな慎重な検討が必要であると考えられるのでございます。そういう点点を考慮いたしまして、一般の人質による強要行為についてのいわば一般規定を将来設けるかどうか、その場合、ただいま御提案申し上げておりますような罪を刑法に取り込むとして、どういう場所に置くか、こういうことが将来残るわけでございまして、それらの点につきましては、刑法全面改正の作業の一環としてなお検討を続けてまいりたい、とりあえず単独立法としてお願いをいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○山崎(武)委員 この法律案第一条の保護法益、御説明をお願いいたします。

○伊藤(榮)政府委員 この罪は、ごらんのように逮捕あるいは監禁された者を人質にいたしまして、これらの者の生命、身体等の安全に関する第三者の憂慮に乘じまして、その第三者に対し義務のないことをすることあるいは権利を行わないことなどを強要する罪なのでありますから、まず第一に、その当該第三者の意思決定あるいは行動の自由というものが保護法益となると存じます。それと同時に、人質にされた人たちの身体的あるいは精神的な自由、これも保護法益に含まれるものと考えております。

なお、先ほど申し上げましたように、この罪のいわゆる第三者には、自然人あるいは法人のほかには国家それ自体も含まれると解されますので、国家が第三者という立場になります場合には、個人の意思決定あるいは行動の自由のほかには国家の自由な意思決定あるいは行為という国家的法益も保護法益となつてまい、かように考えております。

○山崎(武)委員 「二人以上共同して」「凶器を示す」とはいかなる意味か、お伺いいたします。

○伊藤(榮)政府委員 まず「二人以上共同して」と申しますのは、現行刑法二百八条ノ二にござい

ます「二人以上」という表現がございまして、また暴力行為等処罰ニ関スル法律第一条に「数人共同して」というのがございまして、また盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第二条第二号に「二人以上現場ニ於テ共同して」という表現がございまして、これらとおおむね同意義でございまして、二人以上の者が現場において共同して実行行為を行うこと、これを言うわけでございます。したがって、この第一条の罪が成立いたしますためには逮捕、監禁行為が二人以上の者によつて実行される必要がございまして、仮に数人が共謀してもその中の一人だけによつて逮捕、監禁行為が行われたような場合は、ここに言います「二人以上共同して」というのには当たらない、こういうふうに考えております。

それから、次に「凶器を示す」という言葉でございますが、これは暴力行為等処罰ニ関スル法律第一条の文言と同意義でございまして、携帯しておきます凶器の存在を相手方である被逮捕者等に知らせることを言うわけでございます。すなわち相手方がその存在を了知していないときには示したことになるというわけでございまして、示す方法としては、凶器をちらつかせるあるいは突きつける、あるいは拳銃等を発射してみせるといふように、視覚あるいは聴覚、触覚いずれに訴えるものでもよいわけでございますが、ただ凶器を相手方が知ることができない状態で隠して持つておるといふような場合には凶器を示したことになるのではない、こういうふうに考えております。

○山崎(武)委員 本罪に「人質にして」というのはいかなる意味か、また「第三者」とはどのようなものが含まれるか、お伺いいたします。

○伊藤(榮)政府委員 まず「人質にして」という文言でございますが、これは昨年制定を見ましたいわゆるハイジャック処罰法の新しい規定の中にも出てくる文言でございますが、逮捕あるいは監禁された者の生命、身体等の安全に関する第三者の憂慮に乘じて、その釈放、返還あるいは生命、身体等の安全に対する代償として第三者に作為

あるいは不作為を要求する目的でこれらの被逮捕者などの自由を拘束することを言うものと考へております。平たく言えば、それらの人をカタに取つてというふうに御理解いただければいいかと思ひます。

それから「第三者」という言葉でございますが、第三者という範疇の中には、犯人及び人質にされている人たちのすべての者が含まれるわけでございます。それが自然人であろうと、あるいは会社、地方公共団体といったような法人であつても第三者たり得ると思ひます。さらにこの罪の性質から見まして、いさしくも要求の対象となり得るものである以上、たとえば各種団体、政党、そういった権利能力なき社団も含まれますし、国の機関、たとえば国会、裁判所、政府、さらには国自体もここに言う第三者に該当するものと考えられます。

○山崎(武)委員 過激派の一人がたとえばダイナマイトのようなきわめて危険な凶器を使用した場合を考へてみますと「二人以上共同して」という要件を必要とするのは実態に合わないようなことになりはせぬかと思ひますが、いかがでしょう。

○伊藤(榮)政府委員 確かに一つのお考へでございますけれども、これまで発生いたしました過激派によりますこの種事件について見ますと、それが数名の集団によつて行われるいわゆる集団犯罪であることが第一の基本的な特色であるといふふうに見ることができます。もともとハイジャックその他のいわゆる人質強要事犯と申しますのは、大ぜいの人質を監禁いたしまして、長時間にわたつて第三者と交渉を重ね、そして不法な要求の実現を図らうとするわけでございますので、単独の者によつては実際上容易に犯し得ない犯行であるわけでございます。この種の事犯の実態にかんがみまして、二人以上の集団犯罪ということで構成いたしましたかなり重い刑で臨むものとするのが実態によく合致するものと考えておるのでございます。

なお、念のために申し添えますと、仮に単独犯でもいいというふうなところをえ方をいたしますと、たとえば思慮浅薄な者が果物ナイフなどを使つてこういふ犯罪を犯したというふうな場合もこの罪の対象に含まれることとなりまして、過激派対策の一環ということで立法いたします今回の立法の趣旨があまりにいい点も一つ申し添えることができようかと思ひ次第でございます。

て第三者に不法な要求をするというのがこの罪の要件でございますが、通常の団体交渉等におきましては、たとえ一時的に緊迫した状況が生まれても、その基本にはやはり労使間あるいは師弟の間の信頼関係は維持されておりました。第三者が要求に応じないことを理由に会社役員でありますとか学校関係者を殺害する行為に出るといふようなことは全く予想されないのでございまして、「人質にして」という要件にも当てはまらない。こういう意味におきまして、学生運動とか労使交渉の弾圧に利用されるという御懸念は全くないものと考えております。

○伊藤(榮)政府委員 この罪をごらんいただければおおよそそういう懸念をお感じになる方はないのではないかと思ひますが、それでもごく一部にそういうことを御懸念になる向きがあるやに何つておるわけでございますので、その点について申し上げたいと思ひます。

○山崎(武)委員 本罪に刑法二百二十八条ノ二に於て解放減輕規定を設けていないのは何か特別の理由があつてのことなのか、御意見を伺ひたいと思ひます。

申し上げるまでもなく、この罪は過激分子による人質強要事犯に対処することを直接のねらいとして設けたものでありますので、通常の労使交渉あるいは学内交渉がこれに当たることはあり得ないと思ひわけでございます。すなわち、通常の集団交渉におきまして、たまたま一部の者がたとえばブラカードといったようなものを持つておつたとしまして、そのブラカードが用法上の凶器に該当するといふ場合といたしましては、判例によりますと、社会通念に照らして人の視覚、聴覚上、直ちに危険性を感ぜしめる状況となつていないときはまだ凶器とみなすことはできない、したがつて、人の殺傷に使用される意図が明らかに外部的に認知され、社会通念に照らして直ちに危険性を感ぜしめる状況になつたとき初めて凶器性を帯びるというふうに判例上解釈されております。

○伊藤(榮)政府委員 御指摘の身のしる金誘拐の場合に解放減輕規定があるわけでございますが、この身のしる金誘拐といふ罪の実態を見てみますと、大体幼い子供を誘拐するといふ事例が多うございまして、犯人がその子供の身柄を隠匿し、自分の所在を明らかにしないで身のしる金を要求するというのが典型的な例で、これがほとんどの例でございます。そういう身のしる金誘拐におきましては、中には、要求が実現されなかったに犯行を隠蔽するために人質を殺害する例も少なからなかつたのでございまして、そういう現実に対処いたしますために、要求の実現の前後を問わずに犯人に反省と悔悟の機会を与えて、子供等の被拐取者だけは解放するように、そしてその生命の安全を図るという非常に高度な刑事政策的な配慮に基づいて異例の必要的減輕規定が設けられた、こういうふうに理解いたしております。

さらに、「人質にして」というなつておりますので、被逮捕者などの生命、身体の安全を条件として

これに対して、今回御審議いただきます法案の場合におきましては、最近におけるこういった事件の実態を見ますと、犯人は建物とか乗り物とか、所在の明らかな特定の場所に人質にされまして、た者を監禁して立てこもり、そして第三者に対して不法な要求をする、その要求が実現いたしまし

た場合には人質を伴つて海外等の安全な場所まで逃走する、その上でようやく人質を解放する、こういうような例が多いわけでございます。このような実態を持ちます犯罪についてまで人質の解放を条件として一律に減輕の対象とすることは、社会通念に照らし受当でないといふふうに考えられるわけでございます。この考えは、先般の航空機強取法二条二項の罪についても同様な観点から解放減輕規定を置かなかつたのでございまして、身のしる金誘拐と今回御審議いただきます法案の罪との関係は実態において質的な差がある、これが解放減輕規定を置かない理由でございます。

○山崎(武)委員 この法律案第三条の人質殺害罪を設ける趣旨について伺ひたいと思ひます。

○伊藤(榮)政府委員 御記憶のとおり、いわゆるクアランプール事件あるいはダッカ事件におきまして、わが国といたしましては人質の生命の安全を確保するために、犯人の要求を入れたわけの超実定法的措置を講じて事件を解決したわけでございますが、考へてみますと、このような措置が繰り返されらるることになりますれば、法治国家の根幹をなします法秩序の維持に重大な支障を来すことになるわけでございます。今後、万一不幸にして再びこの種事件の発生を見ました場合には、国といたしましてはこれまでよりも毅然たる態度でこれに対処せざるを得ないといふことにならうと存するわけでございます。そういう対応の仕方をすればするほど、その過程におきまして人質の生命により重大な危険が及ぶことも十分予想されるわけでございます。そこでこの人質殺害の罪を新設いたしまして、おおよそ不法な要求を実現する手段として人質を殺害することは絶対に許されるべきことではなく、あえてそのような行為に出る犯人に対しては文字どおり極刑をもって臨むという強い国家の姿勢と意思を打ち出しまして、刑罰が本来持つております犯罪抑止力を最大限に發揮させまして、犯人に要求を断念させ、あわせて人質の安全な解決を図るという一つの一助にし

たい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○山崎(武)委員 わざわざ人質殺害罪を設けなくとも通常殺人罪で賄えるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員 犯人が不法な要求を実現する手段として人質を殺した場合には、御指摘のように刑法百九十九条の殺人の罪に当たるわけでございますが、その場合には刑の下限が懲役三年というところまで下がる可能性のある法定刑の適用ということになるわけでございます。ところが、このたゞいま御審議いただきます人質殺害の罪、これは刑法が二百四十条におきまして特に強盗殺人罪を設けまして、強盗の機会における殺人行為を一般の殺人行為よりも重く処罰することといたしておりますと同様な趣旨で考えられておるわけでございます。犯人が不法な要求を実現する手段として人質を殺害するという行為が持つております強度の違法性を重視いたしまして、これに死刑または無期懲役というきわめて重い刑をもつて臨みますことによりましてこの種事犯の防止に資そう、こういうことでございまして、悪質な人質犯罪が多発しております現状におきましては、ちょうど刑法二百四十条の強盗殺人罪と同じように、刑法の一般の殺人罪とは別個に本罪を設けることの必要性ないしは合理性が十分あるのではないかと考えておる次第でございます。

○山崎(武)委員 これまでに、人質が処刑された実例があるかどうかお聞かせ願います。

○伊藤(榮)政府委員 わが国におきましては、御承知のような対応の仕方を従来いたしておりますこととの関係もありまして、これまで人質が処刑されるといった事例は見当たりません。が、外国では幾つかの例がございます。

御承知のものも多いかと思いますが、昨年九月五日、西ドイツの経営者連盟の会長ハンス・M・シュライヤー氏が拉致されまして、十月十九日にフランスのミュールーズ市で遺体となって発見され

たのは御記憶に新たなことだと思ひます。また、昨年十月十三日発生いたしましたルフトハンザ機乗っ取り事件で、南イエメンのアデン空港におきまして、ユルゲン・シューマン機長が犯人によつて射殺されたこと、これも記憶に新しいところでございます。そのほかにも、一九七〇年三月三十一日に発生いたしましたグアテマラにおける西ドイツ大使人質事件におきましては、当該大使が殺害されております。また、一九七三年三月一日、スーダンのハルツームで発生いたしました米大使館等占拠事件におきましては、アメリカ大使、同参事官、ベルギー公使の三人が殺害されております。さらに、一九七五年四月には、在スウェーデン西独大使館が西ドイツの過激分子に襲われまして、その際、大使館員二名が殺害されております。

なお、悲惨な例といたしまして、一九七二年九月五日のミュンヘンにおきましてイスラエル・オリンピック選手村事件におきましては、犯人らは選手団宿舎におきまして、イスラエル選手二名を射殺いたしました後、ミュンヘン郊外の空軍基地におきまして西ドイツ警備軍の急襲を受けまして、人質としておりましたイスラエル選手九名の搭乗する乗員機がヘリコプターに手投げ弾を投げまして爆破し、全員が死亡させている、かような例が世界的には見受けられるところでございます。

○山崎(武)委員 ハイジャック犯人のような、みずからの死を決意しているような確信犯に対して死刑が意味があるかどうか。無意味なような気がいたしますが、どうでしょう。

○伊藤(榮)政府委員 死刑の威嚇力というものにつきましては、いろいろな見方があるわけでございます。確かに死刑を覚悟した者に対しては、死刑の持つ威嚇力が大いに減殺されるという側面はあると思われられるのでございますが、こういった種類の確信犯におきまして、犯罪が完遂されるまでは、死刑に対する恐怖というものが後戻りさせる一つの動機となり得ることは否定できないと思うのでございまして、そういう意味で、抑止

的効果が全く消滅するというふうには言えないと思うのでございます。また、死刑を覚悟しなければ凶悪な犯罪を行う決意がでないという意味で、すでに威嚇力を發揮しているというふうな見方もできようかと思ひます。なお、これにとどまらず、死刑制度というものは、単に威嚇のみのためにあるわけではございませんで、当該犯罪者に対して国が加える正しい意味の応報でありまして、犯罪者の行為責任に応じた刑罰の一種ということが言えるわけでございます。これがひいては社会防衛にも役立っている、こういうふうな一般的な見方ができようかと思ひます。

○山崎(武)委員 最後に、本法の罪のすべてについて、すべての者の国外犯とした理由をお伺いいたします。

○伊藤(榮)政府委員 まず第一条の罪につきまして、すべての者の国外犯とすることといたしましたのは、この罪により引き起こされます結果が、わが国にとつて重要な国家的、社会的法益の侵害となることとが予想されますことがまず第一。それからさらに、現在、国連その他の国際間の問題として、この種事犯の防止及び処罰には広く国際的協力が必要と考えられておりまして、先ほども外務省から御答弁のありましたような国際協力の促進ということが世界的にうたわれておるわけでございます。そういうことを考えますと、世界のいかなる地域において、いかなる者が犯したこの種の犯罪でありましても、わが国がこれを処罰し得る体制を整えておくべきものであるというふうに判断したわけでございます。

次に、第二条の罪は、すでに存在します航空機防止法一条二項の罪、これが同様の取り扱いをしておることをそのまま受け継ごう、こういうわけでございます。

それから第三条の人質殺害罪、これは申し上げるまでもなく第一条あるいは第二条の加重類型でございまして、当然、第一条及び第二条と同様に、すべての者の国外犯を処罰する、こういうふう

うにしたい、こう思つておるわけでございます。

○山崎(武)委員 終わります。

○鴨田委員長 次回は、来る七日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十六分散会

昭和五十三年四月十日印刷

昭和五十三年四月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局